

2026年1月7日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 賢治
(コード番号: 4676 東証プライム市場)
問 合 せ 先 専務執行役員 深水 良輔
(TEL: 03-3570-8000)

当社株式の大規模買付行為等に係る改訂情報リスト交付に関するお知らせ

当社は、2025年12月15日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」及び同月24日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の変更申出書受領に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、2025年12月15日付けで、野村絢氏（以下「野村氏」といいます。）より、当社株式の大規模買付行為等に係る「大規模買付行為等趣旨説明書」（以下「本趣旨説明書」といいます。）を、同月24日付けで本趣旨説明書に係る変更の申出書（以下「本変更申出書」といいます。）を、それぞれ受領しております。

本趣旨説明書を受領したことを受け、当社は、2025年12月22日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る情報リスト交付に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、同日、当社が2025年7月10日付けで公表した「株式会社レノラ（※）による当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入に関するお知らせ」に記載の対応方針に基づき、野村氏に対し、野村氏の大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要な情報の提供（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）を要請する「情報リスト」（以下「本情報リスト」といいます。）を交付しておりましたが、本変更申出書が提出されたことを受け、本日、野村氏に対し、本変更申出書による本趣旨説明書の変更内容を踏まえて改訂した本情報リスト（改訂後の本情報リストを以下「改訂本情報リスト」といいます。）を交付いたしましたので、お知らせいたします。

※ 「株式会社レノラ」とは、株式会社レノ、野村氏、株式会社エスグラントコーポレーション、及び株式会社シティインデックスファーストをいいます。

改訂本情報リストの内容は別紙のとおりですが、野村氏から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、野村氏に対して、必要な情報の追加提供を要請することがあります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以 上

(別紙)

本 情 報 リ ス ト

本対応方針に従って、2025年12月15日付け大規模買付行為等趣旨説明書（以下「変更前趣旨説明書」といいます。）及び同月24日付け大規模買付行為等趣旨説明書にかかる変更の申出書（以下「変更申出書」といいます。また、変更申出書による変更後の大規模買付行為等趣旨説明書を以下「変更後趣旨説明書」といい、変更前趣旨説明書と変更後趣旨説明書を総称して、以下単に「趣旨説明書」といいます。）を提出頂いた野村絢氏（以下「大規模買付者」ないし「野村絢氏」といいます。）に対して提供を求める本必要情報は、以下のとおりです。なお、本情報リストにおいて、従前の大規模買付者、株式会社レノ（以下「レノ」といいます。）、株式会社エスグラントコーポレーション（以下「エスグラント」といいます。）及び株式会社シティインデックスファースト（以下「シティインデックスファースト」といい、大規模買付者、レノ、エスグラント及びシティインデックスファーストを総称して、以下「大規模買付者ら」といいます。）による当社株券等を対象とする株式買付けを、以下「本実施済株式買付け」といい、趣旨説明書において予定されている大規模買付者による大規模買付行為等を「本大規模買付行為等」ないし「本公開買付け」といいます。また、本情報リストにおいて特段定義されていない用語については、2025年7月10日付けの本対応方針の導入に係る当社プレスリリースにおける定義に従うものとします。

なお、趣旨説明書に記載されている、大規模買付者らの合計議決権割合を最大で33.3%とする本公開買付けは、認定放送持株会社である当社の放送法における議決権の保有制限の上限の水準を目指すものであって、また、当社の株主総会における議決権行使比率に鑑みると、実質的に当社の株主総会における特別決議事項の可決を阻止できる水準であって、本大規模買付行為等は実質的に当社の（消極的意味における）買収を意味すると考えられますので、「公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）」
（金融庁企画市場局、令和6年10月）の趣旨も踏まえ、本情報リストにおいて提供ないし回答をお願いしている各事項については、当社株主の皆様の合理的な判断に資するため、真摯に十分な情報の提供をして頂くよう、よろしくお願い申し上げます。また、大規模買付者が野村絢氏個人であるほか、当社との面談等に際しては、大規模買付者の実質的支配者・意思決定者であると合理的に推測される（野村絢氏の実父でもある）村上世彰氏（以下「村上氏」といいます。）が前面に出て来られていたことから、村上氏についても情報提供ないし回答をお願いしておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

なお、当社株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うために必要となる十分な情報の提供や回答がなされない場合には、本公開買付けが買付予定数に上限をつけて行う部分買付けであることと相俟って、当社の一般株主の皆様に強い強圧性が及ぶことにもなりますので、その点、ご留意頂けますと幸いです。

第1. 大規模買付者及びそのグループの詳細

1. 大規模買付者に関する以下の事項についてご教示ください（なお、趣旨説明書に記載のある情報は、重ねてご回答頂く必要はございません。）。
 - ① 住所及び居所（全て）
 - ② 国籍（複数の国籍を保有している場合にはその全て）
 - ③ 日本国内における連絡先
 - ④ 納税地
 - ⑤ 主取引銀行及び/又は主たる借入先並びにそれらからの借入残高
 - ⑥ 過去10年間の経歴
 - ⑦ 出資先、出資先に対する出資割合及び出資先における役職（全て）
 - ⑧ 実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組合員等の概要、投資方針の詳細及び過去10年間における投融資活動の詳細
 - ⑨ 外国投資家への該当性の有無及びその根拠となる情報（日本国内における住所ないし居所の有無を含みます。）
2. 大規模買付者らは、本大規模買付行為等に関して、既に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づく対内直接投資等に係る事前届出の手続を完了していると伺っています。この点、当社株券等の取得等に関して、大規模買付者グループ（下記3.で定義されます。）においてこれまでに行った全ての外為法上の対内直接投資に係る事前届出の提出日、届出書の記載内容（当社株券等の取得を予定しているエンティティ、並びに各エンティティが取得する株券等の上限、取得期間及び取得に際しての誓約事項として届出書等に記載した事項を含みます。）及び審査の結果、並びに（趣旨説明書上、外為法上の対内直接投資等に係る事前届出の手続を経ていることを本大規模買付行為等の条件として記載されているところ、）大規模買付者グループにおいて今後予定している手続について、具体的にご教示ください。
3. 大規模買付者の当社株券等に係る金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）上の共同保有者及び特別関係者、並びに大規模買付者の親会社、子会社、関連会社、大規模買付者と直接又は間接に資本関係を有する者、大規模買付者に対して実質的な影響力を行使し得る個人や親族のグループ及びこれらの者との間で他社の株券等に係る金商法上の共同保有者に該当する者について、以下の事項をご教示ください。なお、レノが、当社株券等に関してこれまで提出した大量保有報告書に係る変更報告書上、大規模買付者らが「共同保有者」とされているところ、大規模買付者らと密接な関係を有しているものと客観的に認められる、村上氏、村上貴輝氏、村上玲氏、野村幸弘氏、株式会社オフィスサポート（以下「オフィスサポート」といいます。）、

株式会社 C&I Holdings（以下「C&I」といいます。）、株式会社シティインデックスホールディングス、株式会社フォルティス（以下「フォルティス」といいます。）、株式会社 M インベストメンツ（以下「M インベストメンツ」といいます。）、株式会社 南青山不動産（以下「南青山不動産」といいます。）、株式会社シティインデックスサーダ、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）、株式会社シティインデックストゥエルブス（以下「シティインデックストゥエルブス」といいます。）、株式会社 ATRA（以下「ATRA」といいます。）、株式会社 MI2（以下「MI2」といいます。）、カダン キャピタルファンド ピーティーイー エルティーディー、湯沢株式会社、中島章智氏、福島啓修氏及び三枝昭仁氏について、以下の事項をご教示ください。以下、大規模買付者及び本項に記載する者を総称して「大規模買付者グループ」といいます。

- (1) その者が法人である場合には、①本店所在地、②日本国内における連絡先、
③設立準拠法に加えて、上記 1.所定の事項、及びその代表者に関する以下の事項
(ア) 住所
(イ) 日本国内における連絡先
(ウ) 納税地
(エ) 主取引銀行及び/又は主たる借入先並びにそれらからの借入残高
(オ) 過去 10 年間の経歴
(カ) 出資先、出資先に対する出資割合及び出資先における役職
(キ) 実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組合員等の概要、投資方針の
詳細及び過去 10 年間における投融資活動の詳細
(ク) 外国投資家への該当性の有無及びその根拠となる情報（日本国内における
住所ないし居所の有無を含みます。）
 - (2) その者が個人である場合には上記(ア)乃至(ク)の事項及び国籍（複数の国籍を
保有している場合にはその全て）
 - (3) 大規模買付者グループの中に放送法の外国人等（161 条 1 項）がいないか、
また、放送法施行規則 185 条 1 項の外資系日本法人（間接保有規制）がいないか、
投資先に基幹放送事業者、それに対して支配関係（基幹放送の業務に係る特定役員
及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令 2 条 21 号で
定義される特定議決権保有関係を含みます。）を有する者が含まれていないか、
これらの者が含まれる場合にはその詳細
4. 大規模買付者グループに含まれるファンド、法人、組合その他の団体の意思決定機関
(意思決定機関に指示、アドバイス等を行う者がいる場合には、その者を含みます。
以下同じ) の概要（各意思決定機関の名称、並びにそれぞれの具体的な権限事項及び
意思決定の手続）についてご教示ください。また、これらの意思決定機関が個人である
場合には当該個人の具体的な役職、氏名及び経歴を、会議体である場合には、参加

資格を有する者の範囲及び人数を、それぞれご教示ください。また、大規模買付者グループ以外に、本大規模買付行為等に関わる意思決定に関与する者の有無、それが存する場合にはその者の具体的な氏名又は名称、概要、役割並びにその意思決定機関の概要（その名称並びに具体的な権限事項及び意思決定の手続）についても、具体的にご教示ください。

5. 大規模買付者（野村絢氏）は、2025年6月25日に開催された当社第84回定時株主総会前の日本経済新聞のインタビューにおいて、「投資先との基本的な対話は私が担うことが増えてきた。社長との面談になると父が出向くことが多い……父とは上司部下ではないので対等に意見を言い合う。投資手法はすべて父から学んだ」〔下線・強調は当社〕と発言していました（同月24日付け日本経済新聞電子版参照）。大規模買付者グループにおける実質的な支配権・意思決定権（法律上のものに限りません。）の所在及び村上氏の役割・影響力について具体的にご教示ください。
6. 大規模買付者グループがそれぞれ保有する当社株券等（借株、信用買い又はエクイティ・スワップその他のデリバティブ等を通じて実質的に保有している当社株券等を含みます。以下「保有株券等」といいます。）の数、保有株券等のうち信用買いを通じて実質的に保有している当社株券等がある場合には、当該株券等の数、当該信用買いの詳細及び当該信用買い係る取引の相手方の概要（具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、保有株券等のうちエクイティ・スワップその他のデリバティブ等を通じて実質的に保有している当社株券等がある場合には、当該株券等の数、当該デリバティブ等の詳細及び当該デリバティブに係る契約の相手方その他関与者の概要（具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、保有株券等のうち担保等に供されている株券等の数及び担保権等を有している者の概要（具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）並びに大規模買付者グループによる2025年7月10日以降における保有株券等を含む当社株券等の取引状況について具体的にご教示ください。
7. 大規模買付者グループの保有に係る当社株券等の当社株主名簿における株主の名義、当社株主名簿におけるそれらの者の所有株式の数、これらの者がいかなる契約その他の関係に基づき当社株主名簿上の株主となっているか、当社株主名簿における株主の名義を変更する予定がある場合は変更予定先の名称について、それぞれ具体的にご教示ください。
8. 大規模買付者らそれぞれの総資産に占める当社株券等の価額の割合につき、ご教示ください。

9. 大規模買付者グループ全体の総資産に占める当社株券等の価額の割合につき、ご教示ください。
10. 趣旨説明書において、レノ、エスグラント及びシティインデックスファーストについては、当社及び当社グループ会社と同種の事業についての経験はない旨の記載がなされており、大規模買付者についてはそのような記載がございませんが、大規模買付者グループ及びその構成員（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含みます。以下同じ）の、当社グループの営むメディア・コンテンツ事業及び都市開発・観光事業（不動産事業を含みます。）等の事業（以下、これらを総称して「当社事業」といいます。）についての知識及び経験の詳細について、具体的にご教示ください。
11. 大規模買付者グループ及びその構成員が、日本において、会社を実質的に経営し、当該会社の実際の業務に関与された経験の有無、及び、もしある場合にはその具体的な内容（大規模買付者グループの有する議決権の割合、実際の経営ないし業務への関与の形態を含みます。）を具体的にご教示ください。特に当社事業と同様の事業に関して会社を経営ないし業務に関与されたご経験がある場合（但し、単に株式を保有したり、出資ないし投資を行ったりしただけの場合を除きます。）には、その内容について具体的にご教示ください。
12. 大規模買付者グループ及びその構成員が、日本以外の国において、株式の取得、役員の派遣等を通じて、当社事業と同様の事業を営む会社を実質的に経営した経験の有無をご回答ください。仮に、かかる経験がある場合には、大規模買付者グループ及びその構成員が経営した会社の名称、設立準拠法、事業所（複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの）の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び財務内容、同社に対する大規模買付者グループ及びその構成員の有する議決権の割合、並びに、大規模買付者グループ及びその構成員がどのように経営を行ったか（経営者を派遣したか、大規模買付者グループ及びその構成員が当該会社に対してどのような成長のための支援等をしたか等）について、それぞれ具体的にご教示ください。
13. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在又は過去 10 年間において、法令等（わが国のあるものであるかシンガポールその他の外国のあるものであるか否かを問わず、法律、政令、規則、命令、条例、ガイドライン、通達、行政指導、金融商品取引所規則その他の規制を含みます。以下同じ）の違反の事実があるかどうか（存在する場合はその具体的な事実関係）、有罪判決（未確定のものを含みます。）を受けたことがあるかどうか（存在する場合はその罪名及び科刑）、司法機関若しくは行政機関等（わが国のあるものであるかシンガポールその他の外国のあるかを問いません。）から法令等の違反行為を認定する判決、決定、命令、処分（課税処分を含みます。）、指導若しくは

指摘（税務当局からの源泉徴収漏れの指摘を含みます。）等（以下「判決等」といいます。）を受け、又はそのような判決等に向けた司法手続若しくは行政手続等（わが国のあるかシンガポールその他の外国のものであるかを問いません。）の対象となったことがあるかどうか（存在する場合は当該判決等及び当該手続の具体的な内容）を、それぞれ具体的にご教示ください。

14. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在日本国内及びシンガポールを含む海外において係属している訴訟その他の司法上の手続の具体的な内容（係属している裁判所、当該司法上の手続の提起の日、当事者、主な争点、訴額を含みます。）をご教示ください。
15. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在又は過去において反社会的勢力ないしテロ関連組織との間で何らかの関係（人的関係や資金的関係を含みますが、それらに限りません。）を有している場合は、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織の概要、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織と関係を有している者の名称、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係性について、具体的にご教示ください。
16. 大規模買付者グループ及びその構成員が過去支配ないし運用していたファンド又は所属していた法人（大規模買付者グループと資本的・資金的関係のないものを除きます。）、組合その他の団体若しくはそのグループ会社又はその構成員（業務執行者を含みます。）について、わが国のあるかシンガポールその他の外国のものであるか否かを問わず、現在又は過去 10 年間において法令等違反の事実があるかどうか（存在する場合はその具体的な事実関係）、有罪判決（未確定のものを含みます。）を受けたことがあるかどうか（ある場合はその罪名及び科刑）、司法機関若しくは行政機関等から法令等違反行為を認定する判決等を受け、又はそのような判決等に関する司法手続若しくは行政手続等の対象となったことがあるかどうか（存在する場合は当該判決等及び当該手続の具体的な内容）をご教示ください。
17. 大規模買付者グループがこれまで行った日本国内の上場会社の株券等を取得及び保有した事例について、経営者と面談する等して、株価上昇や利益の株主への還元等のため、既存の中核事業以外の事業等を売却又は分離したり、余剰の資産を処分したり、増配、自社株買いや大規模買付者グループが推薦する者を取締役として選任すべきである等という具体的な提案を行ったことがある場合、当該提案の具体的な内容、当該提案を受けた対象会社の対応、当該提案の実行によりその後対象会社の株価が中長期も含めてどのように推移したか及びこれにより大規模買付者グループが受けた利益の内容について、それぞれ具体的にご教示ください。

18. 大規模買付者グループがこれまで行った日本国内の上場会社への投資事例において、大規模買付者グループの提案を実現するために、委任状争奪戦（プロキシーファイト）を実行したことはあるか、その結果はどのようなものであったのかについて、それぞれ具体的にご教示ください。
19. 大規模買付者グループにおける、法令等を遵守するための内部統制システム（企業集団内部統制システムを含みます。）の具体的な内容及びその実効性についてご教示ください。
20. 大規模買付者グループに含まれる各株式会社がそれぞれ会社法上の決算公告義務を履践しているか否かにつきご教示ください（直近 5 年分の公告を確認する限り、レノ 及びシティインデックスファーストについては決算公告を行っていない年度があり、エスグラント、オフィスサポート、ATRA、C&I、MI2、M インベストメンツ、 フォルティス、シティインデックスイレブンス、南青山不動産及びシティインデックストゥエルブスについては、決算公告の実施が 1 年以上遅れているものがあると思われます。）。また、大規模買付者グループに含まれる各会社（外国会社を含む。）の直近 3 年分の貸借対照表及び損益計算書の写しをご提供ください。
21. 大規模買付者グループは、各種投資先への投資によりかなりの投資リターンを上げているところかと思われますが、大規模買付者グループに属するエンティティのうち、会社法上の大会社であって損益計算書の公告義務を負うシティインデックスイレブンスによる決算公告（第 13 期～第 18 期）によると、それぞれ、税引前純利益について、
第 13 期（2019 年 6 月 1 日～2020 年 5 月 31 日）：28 億 7,200 万円
第 14 期（2020 年 6 月 1 日～2021 年 5 月 31 日）：100 億 800 万円
第 15 期（2021 年 6 月 1 日～2022 年 1 月 31 日）：220 億 600 万円
第 16 期（2022 年 2 月 1 日～2022 年 7 月 31 日）：254 億 6,300 万円
第 17 期（2022 年 8 月 1 日～2023 年 2 月 28 日）：242 億 6,000 万円
第 18 期（2023 年 3 月 1 日～2023 年 11 月 30 日）：378 億 1,100 万円
と直近 4 期においては 200 億円以上にも達するほど多額である一方で、シティインデックスイレブンスは、少なくとも 2019 年度以降 2023 年度に至るまで、法人税、住民税及び事業税の額が「0」（百万円）とこれらの支払いが全くないか著しく少ない ように見受けられますが、これがどのような理由に基づくものかご教示ください。
22. 大規模買付者グループ及びその構成員による過去の上場会社に対する投資行動のうち、対象会社の株式を取得した後、その株式を、対象会社自体、対象会社の大株主又はその経営陣等の会社関係者に取得させること（自社株公開買付けや ToSTNeT-2/3 を通して取得させる場合を含みます。）により投資を回収した又は回収しようとした事例があれば、これらの行動に至った経緯及びその具体的な内容等についてご教示ください。

23. 大規模買付者グループ及びその構成員が支配ないし運用したこと又は所属していたことがある法人（大規模買付者グループと資本的・資金的関係のないものを除きます。）又はファンドがこれまで行った日本国内の上場会社に対する投資について、各投資先の銘柄、それぞれを投資先として決定した理由（大規模買付者グループの投資基準の具体的な内容を含みます。）、株券等の取得を開始した時期、株券等の取得の目的、投資方針、投資回収の方法及び期間、投資先への提案行為等、投資先会社の企業価値の向上に資する活動を行った場合には当該活動の具体的な内容、投資後の経営への参画の内容、投資後の重要財産の売却その他の処分の有無、各投資先の株券等の取得方法、投資回収方法及び投資回収期間、投資後における投資先会社の業績の推移、及び投資先会社の経営陣や従業員との間での友好的な関係が構築できたか等について、個別に具体的にご教示ください。
24. 2023年10月24日付けコスモエネルギーホールディングス株式会社公表の「大規模買付者による当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果確定及び対抗措置発動に関する当社臨時株主総会における株主意思確認の議案上程についてのお知らせ」の別紙3において、「大規模買付者グループ資本関係図」（本情報リストに別添しています。）が掲載されております。当該資本関係図は趣旨説明書に記載されている大規模買付者グループの資本関係と大幅に異なっているように見受けられますが、現時点の大規模買付者グループの資本関係を具体的にご教示ください（資本関係図をご提供頂くことでも差し支えございません。）。なお、大規模買付者グループの資本関係を大幅に変更している理由についてもご教示ください。

第2. 本実施済株式買付けの内容等

1. 本実施済株式買付けの開始に当たって、当社を投資先に選んだ理由を具体的にご教示ください。
2. 本実施済株式買付けについての具体的な検討を開始した時期、その結果、本実施済株式買付けを行う可能性があるとの判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行うまでの前提となった事実をご教示ください。
3. 大規模買付者グループにおける当社株式の想定投資利回り、想定投資回収期間、想定投資回収金額、その他の投資方針に関する基本的な考え方について、具体的にご教示ください。

4. 大規模買付者グループが当社に対して投資を行うに当たって重視した経営ないし財務指標及び大規模買付者グループが望ましいと考える当該指標の水準について具体的にご教示ください。
5. 大規模買付者グループの本実施済株式買付けによる当社株式の取得に当たっての 1 株当たりの平均コストについて具体的にご教示ください。
6. 本実施済株式買付けにより、当社株式の流動性が低下するとともに、当社の株主数、流通株式数、流通株式比率及び流通株式時価総額が低下することになりましたが、このような当社株式の状況をも踏まえた上で、大規模買付者らによる本実施済株式買付けにより、①市場における当社株式の適正な株価の形成機能に生じた影響、②当社に対する潜在的な投資家（機関投資家）の投資意欲に与えた影響、③その他当社の企業価値及び株主利益に与えた影響に関する大規模買付者グループとしての認識について具体的にご教示ください。また、そのように当社株式の流動性が失われるにも拘らず、本実施済株式買付けを行った理由及びその狙いについて具体的にご教示ください。
7. 本実施済株式買付けの買付方法として市場買付けの手法を選択した具体的な理由（公開買付けその他の手法もある中で市場買付けを選択した理由）をご教示ください。また、大規模買付者グループは、本実施済株式買付けにおいて、2025年3月24日から同年4月3日においては、わずか11日（9営業日）の間に株券等保有割合を8.83%高め、2025年5月7日から同年7月3日においては、わずか58日（42営業日）の間に株券等保有割合を4.42%高めているなど、短期間に大量の当社株券等の買集めを実施しています。十分な情報提供を行わないまま、市場内においてこのような急速な当社株券等の買集めを行うことが一般株主に与える悪影響についてどのように認識していたかについて、具体的にご教示ください。

第3. 本大規模買付行為等の目的、方法及び内容等

1. 本大規模買付行為等の主体として、（大規模買付者グループの中から）大規模買付者を選定した理由等について、具体的にご説明ください。とりわけ、当社株券等を現在保有している大規模買付者らのうち、法人であるレノ、エスグラント及びシティインデックスファーストではなく、自然人である大規模買付者のみを本大規模買付行為等の主体として選定した積極的な理由等について、具体的にご説明ください。
2. 大規模買付者により本大規模買付行為等が行われた場合、当社株式の流動性がさらに低下するとともに、当社の株主数、流通株式数、流通株式比率及び流通株式時価総額が

さらに低下することになりますが、このような当社株式の状況をも踏まえた上で、大規模買付者による本大規模買付行為等により、①市場における当社株式の適正な株価の形成機能に生じる影響、②当社に対する潜在的な投資家（機関投資家）の投資意欲に与える影響、③その他当社の企業価値及び株主利益に与える影響に関する大規模買付者グループとしての認識について具体的にご教示ください。また、そのように当社株式の流動性がさらに減少するにも拘らず、本大規模買付行為等を行うことを希望する理由及び真の狙いについて具体的にご教示ください。

3. 上記のように大規模買付者により本大規模買付行為等が行われた場合、当社株式の流動性が低下することになる状況下において、大規模買付者グループとしてどのように、また、どの程度、今後の株価の上昇が期待できると考えているか及び当社の一般株主の利益にどのような影響が及ぶかについて、それぞれの根拠とともに具体的にご教示ください。
4. 本大規模買付行為等後に、当社に対して、当社の経営に関する何らかの提案又は助言等（趣旨説明書記載の都市開発・観光事業のスピンオフ又は完全売却及びDOE4%を下限とする配当方針、並びに自社株買い及び政策保有株式の縮減を含みますが、これらに限りません。）を行う可能性があるかどうか、また、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような提案又は助言等を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
5. 大規模買付者グループは、当社に対して都市開発・観光事業（株式会社サンケイビル。以下「サンケイビル」といいます。）のスピンオフを求めていますが、仮にスピンオフと同時にサンケイビルの株式上場を前提としていないものとすると、その真の目的は、スピンオフ後に当社一般株主には流動性の乏しい非上場株式であるサンケイビル株式を取得させ、その後そのサンケイビル株式を買い増した上で、サンケイビル株式又はサンケイビルの保有不動産を売却することで大規模買付者グループが利益を得るところにあるものと推察されますが、当社が都市開発・観光事業（サンケイビル）のスピンオフを行った場合に大規模買付者グループが想定しているサンケイビル株式の取得・売却その他の当該株式に関する一切の取引及びサンケイビルが保有する資産の取得・売却その他の当該資産に関する一切の取引の詳細について具体的にご教示ください。
6. 大規模買付者グループは、趣旨説明書においては都市開発・観光事業のスpinオフ又は完全売却を要求していますが、他方で、別途、当社に対して、当社の都市開発・観光事業部門（サンケイビル）の買収提案を行うことを検討している旨表明しています。かかるサンケイビルの買収提案は大規模買付者らによる上記スピンオフの要求とは相容れないものですし、このような提案を現に検討している事実からすれば、大規模買付者らが

当社の都市開発・観光事業の完全売却を要求する真の目的は、当社がサンケイビルの売却代金をメディア・コンテンツ事業への再投資や株主還元の拡充に活用することで当社グループの企業価値向上を図ることにあるのではなく、大規模買付者グループ自らがサンケイビルを支配下に収める（本大規模買付行為等の目的も、当社に対する議決権割合を高めることで当社の経営への影響力を高め、それを梃子に大規模買付者グループがサンケイビルを支配下に収める）点にあるのではないかとも合理的に推察されますが、①貴社によるサンケイビルの買収提案の趣旨・目的、②趣旨説明書における都市開発・観光事業のスピンオフの要求と上記サンケイビルの買収提案の関係、及び③サンケイビル（ないしその保有不動産）を安値で取得するインセンティブを有する大規模買付者グループとサンケイビル（ないしその保有不動産）の売却が高値でなされることに利害関係を有する当社の一般株主の皆様との間に生じる利益相反の問題について、大規模買付者グループとしてどのように考えているのか（本大規模買付行為等を行うことを企図しつつ、サンケイビルの買収提案を並行して検討することに問題はないと考えているのか）につき、具体的にご説明ください。

7. 都市開発・観光事業の完全売却を要求している点に関して、趣旨説明書ではその後「キャピタルアロケーションの再設計、バランスシートマネジメントによる資本構造改革、これらを通じた ROE 改善スケジュール」を策定・実行することが可能になると述べられていますが、都市開発・観光事業の完全売却により得ることになる資金について、DOE4%を下限とする配当以外に当社がどのように活用（従前から主張されている自己資本の圧縮ということであればその具体的方法を含みますが、これに限りません。）することで中長期的な企業価値を向上させることができるとお考えか、貴社の想定されているキャピタルアロケーション（都市開発・観光事業の完全売却後の当社グループの資金繰りの計画を含みます。）と併せて具体的にご回答ください。
8. 大規模買付者の要求するような一定の DOE を下限とする「配当方針」を公表した場合、当社グループの減益局面（特に大規模災害や感染症の大流行といった不可抗力による場合を含みます。）や成長投資が必要なフェーズにおいても、事実上、一定の株主資本が存在する限りにおいて相当額の配当を実施し続けなければならなくなるため、経営の安定や合理的裁量の余地を残すためには、キャッシュフローや余剰資金に照らして一定の余裕（バッファ）を設けておくことが公共的性格を有する放送事業の性質に照らしても妥当であると考えられますが、大規模買付者が DOE4%を下限として要求していることの根拠及び一定のバッファを設けた DOE を設定することに関する意見をご教示ください。
9. 大規模買付者グループにおいて、本大規模買付行為等についての具体的な検討を開始した時期、その結果、本大規模買付行為等を行う可能性があるとの判断に至った理由、

経緯、時期及びかかる判断を行う上での前提となった事実を具体的にご教示ください。

10. 趣旨説明書において、大規模買付者は、(1)①都市開発・観光事業のスピンオフに向けた具体的な準備を開始すること又は②都市開発・観光事業の完全売却に向けて具体的に動くこととの方針及び(2)DOE4%を下限とする配当方針とすることを含む株主還元方針を当社が公表した場合には、本大規模買付行為等を撤回するとされています。この点について、大規模買付者は「当社らが貴社に対する議決権割合を増加させることにより、貴社が必要な改革へ速やかに着手する後押しができるのではないかと考えております」と述べていますが、大規模買付者が大規模買付者らの合計議決権割合を最大で33.3%とする当社株式の買い上がりを行うことにより、当社が「必要な改革へ速やかに着手する後押しができる」とはどういうなご趣旨でしょうか。結局のところ、33.3%の議決権を背景とした圧力により、大規模買付者グループが企図する施策を当社に對して事実上強要することができるとの趣旨であると受け取らざるを得ないところですが、その趣旨につき、もう少し具体的に敷衍してご説明下さい。少なくとも、上記(1)(2)からすれば、趣旨説明書を提出して経営支配権に大きな影響を与える程度まで議決権割合を増大させる意図がある旨を示すことで当社に強い圧力を掛け、結局のところ、大規模買付者グループが要求している都市開発・観光事業のスピンオフ又は完全売却及びDOE4%を下限とする配当方針を当社に公表させることを意図しているのではないかと合理的に推察されますが、これと異なる意図であるということであれば、その詳細をご教示ください。
11. 大規模買付者グループは、都市開発・観光事業のスピンオフを要求してきた中で、今般提出された趣旨説明書において、(1)①都市開発・観光事業のスピンオフに向けた具体的な準備を開始すること又は②都市開発・観光事業の完全売却に向けて具体的に動くこととの方針及び(2)DOE4%を下限とする配当方針とすることを含む株主還元方針を当社が公表した場合には、本大規模買付行為等を撤回するとされていることや、趣旨説明書において大規模買付者らが当社に対する議決権割合を増加させることにより、当社が「必要な改革へ速やかに着手する後押しができる」旨記載されており、また、当社が上記公表を行ったこと等により当社の企業価値・株主価値が向上し、又は向上すると合理的に判断される場合には、当社株式を売却する意向である旨記載されていることからすると、大規模買付者が当社に趣旨説明書を提出した真の目的は、当社株式を追加取得することそれ自体ではなく、経営支配権に大きな影響を与える程度まで議決権割合を増加させる意図があることを示すことで当社に対するプレッシャーを強め、当社に対して都市開発・観光事業のスピンオフ又は完全売却及びDOE4%を下限とする配当方針を公表させて、当社株式の市場価格を一時的に高騰させ、大規模買付者らの保有する当社株式を売り抜けるところにあるのではないかと合理的に疑われるところです。以上を踏まえて、本大規模買付行為等を行う旨記載された趣旨説明書を出した目的に

について、上記のような大規模買付者グループによる当社に対するこれまでの言動及び趣旨説明書の記載内容と整合する形で具体的にご説明ください。

12. 本大規模買付行為等の実施のタイミングとして、なぜ今なのか、かかるタイミングを選択した理由を具体的にご教示ください。
13. 変更前趣旨説明書においては買付方法を「市場買付け又は市場外買付け（公開買付けを含みます。）」としつつ、買付価格については「各買付時における市場価格又はこれに準じる価格」とされていたことから、市場価格にプレミアムを付した価格での公開買付けは想定されていなかったように思われますが、変更前趣旨説明書提出時点で想定されていた具体的な買付方法（基本的に市場買付けを想定していたという理解で良いか）及びその理由、いつ・どのような基準で具体的な買付方法を決定される予定であったかご教示ください。
14. 変更前趣旨説明書提出後、わずか9日後に変更申出書を提出し、買付方法を公開買付けに変更されていますが、買付者は趣旨説明書をいつでも提出することができたにもかかわらず、当初から買付方法を公開買付けとする趣旨説明書を提出しなかった理由について具体的にご教示ください。また、変更後趣旨説明書において、買付方法を公開買付けに特定することとし、さらに買付価格を「各買付時における市場価格又はこれに準じる価格」から1株4,000円に変更した目的・理由について具体的にご教示ください。
15. 趣旨説明書においては、本大規模買付行為等の買付予定数について、大規模買付者らの議決権割合の合計を最大で33.3%とするまでの株式数を取得する意向があると記載されていますが、かかる買付予定数は、当社の議決権行使比率に鑑みると、当社の株主総会における特別決議事項について実質的な拒否権を持つに至る水準であり、本大規模買付行為等には、構造的な強圧性が存することになります（当社の株主が、大規模買付者グループの強い影響の下では当社の企業価値が損なわれるを考えている場合、そのような会社の少数株主にとどまるよりは、不本意ながらいち早く市場において当社株式を売却する動機を持つことになります。）。大規模買付者は趣旨説明書において「当社による買付けに強圧性はなし」と述べている一方で（当該記載については、本実施済株式買付けに関する記載と理解しています。）、趣旨説明書においては、今後行われ得る本大規模買付行為等に係る構造的な強圧性についての認識については一切述べられておりません。この点について、本大規模買付行為等に係る強圧性について言及していないのはなぜか、及び、上記構造的な強圧性について、大規模買付者グループとしてどのように認識しているかにつき、具体的にご説明ください。また、大規模買付者グループが、このような強圧性を回避又は軽減するために講じている又は講じる予定である方策等についてご説明ください。

16. 大規模買付者グループが、本大規模買付行為等により当社における議決権割合を放送法において認定放送持株会社における議決権の保有制限の上限である 33.3%まで高めることが、少数の者により複数の基幹放送事業者が支配されることを防ぎ、多くの者が表現の自由を享受できるようにするという上記の放送法上の議決権保有制限の趣旨に照らして妥当なものであるか否か（仮に放送法上の議決権保有制限の趣旨に照らしても妥当であるとのご認識であれば、その根拠）、並びに、当社の中長期的な企業価値及び特に当社一般株主の利益の持続的な向上に資するか否か（仮に当社の中長期的な企業価値及び当社一般株主の持続的な利益に資するとのご認識であれば、その根拠）について具体的にご説明ください。
17. 大規模買付者グループがこれまで行った当社株券等に関する取引（大規模買付者グループ内の取引を含みます。）の具体的な内容（取引の時期、相手方、方法及び価格等）をご教示ください。
18. もし上記第 1. の 10.、11. 又は 12. のようなご経験がある場合には、それらのうちのどの会社に関するどのようなご経験が、当社の経営のどの部分にどのように役に立つかについて、具体的にご教示ください。
19. 本大規模買付行為等の実施に関し適用される可能性のある国内外の法令等（外為法を含みますがこれに限りません。以下同じ）に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容、これらの取得ないし履践・遵守の状況について具体的にご教示ください。
20. 本大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性に関する認識があれば具体的にご教示ください。
21. 本大規模買付行為等について大規模買付者らがアドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社若しくはその他の金融機関、弁護士、会計士及び税理士、PR エージェンシーその他大規模買付者らが本大規模買付行為等について起用しているアドバイザーの概要（具体的な名称、住所、設立準備法、代表者氏名を含みます。）につき、それぞれご教示ください。また、大規模買付者が公開買付代理に係る契約を締結している公開買付代理人の概要（具体的な名称、住所、設立準備法、代表者氏名を含みます。）につき、ご教示ください（なお、今後当該契約を締結する場合、契約締結予定期間、公開買付代理人候補の概要及び当該候補との協議状況について、具体的にご教示ください。）。

22. 趣旨説明書において、大規模買付者らは「全員に共通して、投資方針は、投資対象に働きかけて投資対象の企業価値・株主価値を向上させ、これによる株価向上により収益を上げること」であるとのことです、本大規模買付行為等により大規模買付者らの議決権割合を20%弱から33.3%に増加させることによってどのような企業価値・株主価値向上がどのような理由により実現できるのか及びそれが本大規模買付行為等の実施によらなければ実現できない理由を具体的にご説明ください。
23. 大規模買付者らによる当社株式の保有割合に鑑みれば、大規模買付者らが当社株式を市場で売却することによって投資回収を行うこと（exitすること）は現実的に困難であると考えられるところ、大規模買付者グループは、趣旨説明書においては本大規模買付行為等を行うことを企図している旨表明している一方で、別途、当社に対しては、従前より、自社株TOBによりその保有に係る当社株式を売却する意思がある旨を伝達されています。また、大規模買付者らは、趣旨説明書においても、当社が都市開発・観光事業のスピンオフ又は完全売却及びDOE4%を下限とする配当方針等を公表したことにより、当社の企業価値・株主価値が向上し又は向上すると合理的に判断される場合には、当社株式を市場内又は市場外で売却する意向であると記載されています。然るに、本大規模買付行為等を実行することと、その保有に係る当社株式を自社株TOBを通じて当社に対して売却することとは、方向性が全く真逆ですが、そのような状況下で、大規模買付者グループとして、敢えて趣旨説明書を提出し、本大規模買付行為等を実行する意思を表明されている真意について、具体的にご説明ください。また、大規模買付者グループは、従前、その保有に係る当社株式を当社による自社株買いへの応募を通じて売却する場合には、1株当たり4,000円が目線である旨の発言をされていたことがあります、そのことと、変更後趣旨説明書において、公開買付価格は1株当たり4,000円とする旨記載されていることとは何か関係があるのか（4,000円以上の価格で当社にその保有に係る当社株式を自社株買いにより取得させることを目的として、公開買付価格を4,000円としているのか）についても、併せて具体的にご説明ください。
24. 上記23.に関連して、当社が都市開発・観光事業のスピンオフ又は完全売却及びDOE4%を下限とする配当方針等を公表したことにより、当社の企業価値・株主価値が向上し又は向上すると合理的に判断される場合以外の場合において、大規模買付者グループが既に保有している当社株券等及び/又は本大規模買付行為等により取得する当社株券等の保有の目的及び今後の保有方針について、具体的にご教示ください。また、当社株式を市場内又は市場外で売却する場合の方法について具体的に決まつたものはないとのことですが、現時点で想定している当社株式売却の目的、時期、取引条件（想定処分価格の目線及びその算定根拠を含みます。）、株数、相手方（第三者、

当社の大株主や経営陣又は当社のいずれであるかを問い合わせん。）、具体的方法（複数の選択肢を想定されている場合には各選択肢毎の詳細及び優先関係）、当該売却の前提条件（もある場合）及び実現可能性についてご教示ください。特に、それらの当社株券等につき、当社又は当社の大株主等による引き取りを求める可能性がある場合には、その場合における具体的手法（自社株公開買付けか、ToSTNeT-2/3 か等）、想定される引取価格（特に1株4,000円ないしそれ以上の価格を想定しているのか）及び引取りに係る当社株券等の数量、当社又は当社の大株主や経営陣等がこれを拒んだ場合におけるその他の投資回収の方法及びその内容、並びにその経済合理性、実現可能性、時期等について、具体的にご教示ください。

第4. 本大規模買付行為等の価格の算定根拠及び資金の裏付け

1. 変更前趣旨説明書において、買付価格については「各買付時における市場価格又はこれに準じる価格」とする旨記載されており、特段の算定根拠はないとのことでしたが、本大規模買付行為等の実施に当たって、買付けを実施する可能性があった1株当たりの当社株式の取得価格のレンジ及び大規模買付行為等に係る平均買付価格をどのような範囲と考えていたのか（特に、大規模買付行為等に係る平均買付価格につき1株当たりの4,000円を上回るものと想定していたのか、下回るものと想定していたのか）につき、具体的にご教示ください。また、かかるレンジの算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに本大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。）について、具体的にご教示ください。
2. 変更後趣旨説明書において、公開買付価格は1株当たり4,000円とする旨記載されており、こちらも特段の算定根拠が示されておりませんが、その算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに本大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。）について、具体的にご教示ください。
3. 本実施済株式買付け及び本大規模買付行為等に係る資金の一部又は全部が大規模買付者グループの個人、ファンド、法人、組合その他の団体の手許資金である場合、当該手許資金の詳細（当該資金の保有者の名称及び保有形態、資金額、手許資金と外部調達資金の割合を含みます。）について具体的にご教示ください（特にそれら資金の一部又は全部が村上氏からの直接・間接の借入れに係るものであれば、その旨も明示して

ください。）。また、これらの手許資金を保有していることを証する資料をご提示ください。

4. 本実施済株式買付け及び本大規模買付行為等に係る買付け等の資金の一部又は全部が外部調達資金である場合、当該外部調達資金の詳細（当該資金の提供者（直接であるか間接であるかを問わず、実質的提供者を含みます。）の具体的な名称及び資本構成、当該資金提供者を実質的に支配する主体が存在する場合には当該主体の概要（資金提供者に対する支配の具体的な態様、具体的な名称、住所、設立準備法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去 10 年間の経歴を含みます。）、調達方法、調達金額、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的な取引の内容を含みます。）について具体的にご教示ください。また、これらの資金提供を受けられることを証する資料をご提示ください。

第 5. 第三者との間における意思連絡

1. 本実施済株式買付けに関し、当社及び大規模買付者グループ以外の第三者（当社の競業他社も含みます。）との間における事前の協議その他の意思連絡（当社に対して金商法 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無並びに意思連絡が存した場合にはその具体的な態様、内容及び当該第三者の概要（具体的な名称、住所、設立準備法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）についてご教示ください。特に、ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.） の関係会社であるライジング・サン・マネジメント（Rising Sun Management Ltd.）が、ダルトン・インベストメンツ・インク、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（Nippon Active Value Fund plc）及びエヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC.）で構成されるグループを代表して当社宛に送付した 2025 年 10 月 20 日付け書簡及び添付スライド資料¹において、大規模買付者グループと同様に不動産事業のスピンオフを要求していること及びダルトン・インベストメントメンツ・インクの最高投資責任者（CIO）であるジェームズ・ローゼンワルド氏が大規模買付者による趣旨説明書に関して「この提案を 100% 支持する」と述べていること（同年 12 月 16 日付け日本経済新聞電子版参照）に鑑みて、変更前趣旨説明書ないし変更申出書の提出の前後を問わず、当該グループ（ジェームズ・ローゼンワルド氏を含みます。）との間の意思連絡の有無及びその詳細について、具体的にご教示ください。

¹ <<https://www.daltoninvestments.co.jp/news/20251020>>参照。

2. 本大規模買付行為等に関して、仮に、2025年2月7日提出の大量保有報告書において当社株式12,000,000株（株券等保有割合5.12%）の保有を報告したレオス・キャピタルワークス株式会社又はその親会社であるSBIグローバルアセット・マネジメント株式会社若しくはSBIホールディングス株式会社の役職員との間において、変更前趣旨説明書ないし変更申出書の提出の前後を問わず、協議その他の意思連絡（当社に対して金商法27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡及び第三者を介しての意思連絡を含みます。）が存する場合には、その意思連絡の相手方、具体的な態様及び内容について、具体的にご教示ください。なお、第三者を介しての意思連絡が存する場合にはその具体的な態様、内容及び当該第三者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）についても、具体的にご教示ください。
3. 本大規模買付行為等に関し、当社並びに上記1.及び2.に記載した大規模買付者グループ以外の第三者（当社の競業他社も含みます。）との間における事前の協議その他の意思連絡（当社に対して金商法27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様、内容及び当該第三者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）について、具体的にご教示ください。

第 6. 当社の株式等に関する契約等

1. 大規模買付者グループが、現在又は過去において、当社株券等に関して締結している又は締結した貸借契約、担保契約、買戻契約、売買の予約、デリバティブ契約その他の重要な契約又は取り決めその他の合意（口頭によるものを含みます。以下「担保契約等」といいます。）について、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに担保契約等の具体的な内容及びその対象となっている当社株券等の数をご教示ください。
2. 大規模買付者グループが、本大規模買付行為等において取得を予定する当社株券等に関して締結する予定の担保契約等がある場合には、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに担保契約等の具体的な内容及びその対象となる当社株券等の数をご教示ください。

第7. 当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

1. 趣旨説明書によれば、大規模買付者は「現時点において」経営参画の予定はないとのことであり、「現時点において」として今後の経営参画の可能性について留保されていますが、今後、どのような事由が発生した場合に当社の経営に参画する可能性があるかについて具体的にご教示ください。また、経営に参画する場合における具体的な内容及び方針についてご教示ください。併せて、大規模買付者以外の大規模買付者グループのいずれかの者（村上氏を含みます。）において当社の企業経営に参画する意思を有しているか、仮に有している場合にはその具体的な内容及び方針についてもご教示ください。
2. 趣旨説明書によれば、大規模買付者は、「現時点において」役員選任の提案を行うことについて何ら決定していないとのことであり、「現時点において」として今後の役員派遣の可能性については留保されていますが、今後、どのような事由が発生した場合に役員を派遣することを提案する可能性があるかについて具体的にご教示ください。また、役員を派遣する場合の目的について具体的にご教示ください。併せて、大規模買付者以外の大規模買付者グループのいずれかの者（村上氏を含みます。）において役員を派遣することを提案する可能性があるか、役員を派遣する場合の目的についても具体的にご教示ください。
3. 趣旨説明書においては、本大規模買付行為等の完了後において企図している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買いに関する方針を含みます。）及び配当政策等（本大規模買付行為等の完了後における当社資産の売却、担保提供、配当その他の処分に関する計画及び第三者との協業又は提携に関する計画を含みます。）については、大規模買付者らの議決権割合が最大で33.3%に留まることから、大規模買付者らの判断のみで決定することはできないと記載されていますが、大規模買付者らの判断のみで決定することはできないか否かにかかわらず、放送法上の議決権保有制限の上限の議決権割合を有する圧倒的な筆頭株主として当社の経営に重大な影響力を有するグループとなることや、それら経営方針が不明のままであると当社一般株主に強圧性の影響が及ぶことに鑑みて、これらに関する大規模買付者グループとしての方針について、それぞれ具体的にご説明ください。
4. 大規模買付行為等の完了後に想定する「当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画等」について趣旨説明書では明記されておりません。本大規模買付行為等を実行した場合、その完了後は、大規模買付者グループは、放送法上の議決権の保有制限の上限の議決権割合を有するに至るだけでなく、当社の議決権行使比率に鑑みると、当社の株主総会における特別決議事項について実質的な拒否権を有することにもなる

以上、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけることを本大規模買付行為等の目的に掲げるのであれば、上記項目について積極的な提言を行うべきであり、予定している内容等が存するのであれば、当社の一般株主の皆様への十分な情報提供という観点からも当然に開示すべきと解されますが、上記各項目について、何ら記載がないことからすると、上記項目について現時点で「一切」検討していないということと理解してよろしいでしょうか。検討している場合には、当該内容等を趣旨説明書に記載しなかった理由、及び、当該検討内容等について具体的にご説明ください。

5. 「大規模買付行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのか」について、大規模買付者は趣旨説明書において本大規模買付行為等が完了しても「議決権割合は合計で33.3%にとどまることから、当社ら〔当社注：大規模買付者らをいいます。〕の判断のみで上記のような変更を行うことはできません。」と述べるにとどまっていますが、当該項目については、大規模買付行為等完了後に確実に実現できることを前提として記載を求めているものではございません。また、本大規模買付行為等については、その完了後は、大規模買付者グループは放送法上の議決権の保有制限の上限の議決権割合を有するに至るだけでなく、当社の議決権行使比率に鑑みると、当社の株主総会における特別決議事項について実質的な拒否権を有する水準であり、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけることを本大規模買付行為等の目的に掲げるのであれば、上記項目については、一般株主の皆様への十分な情報提供という観点から積極的にご説明頂くべきものと解されますので、十分な検討の上、大規模買付者らの判断のみで決定することはできないか否かにかかわらず、（最終的な変更の可能性は措くとして、）その予定する内容等を、一般株主の皆様への十分な情報提供という観点からご説明ください（ご説明されない場合には、その理由について具体的にご説明ください。）。また、当該ご説明に当たっては、本大規模買付行為等の完了後における当社グループの顧客、取引先、役員、従業員、当社の運営・管理する不動産が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針についてもご教示ください。
6. 趣旨説明書には記載がございませんが、大規模買付者グループとして、当社の企業価値の源泉はどのようなものであり、当社の企業価値を中長期的に向上させるためにはどのような施策を実行するべきと考えているかについて具体的にご教示ください。また、本大規模買付行為等の前後において、当社の企業価値とその源泉に何らかの変化があり得ると認識しているか否かをご教示ください。影響があり得ると認識している場合には、認識する具体的な内容、それに関連して大規模買付者グループにおいて予定する取組みの具体的な内容についてもご教示ください。

7. 当社事業に係る業界の今後の見通し、当該業界における当社の位置付けに関する大規模買付者グループの考え方について具体的にご教示ください。
8. 上記 7.の認識の下、当社事業に関する業界の市場の今後の需要及び動向、当該業界内での当社の位置付け（たとえば、競合他社との比較等）、並びに、これから当社が進むべき経営の方向性についてどのように考えているのかについて、具体的にご教示ください。
9. 現状の当社の資本政策に対する認識及び評価、適切と考える当社の資本政策、そのような資本政策を採用した場合に当社の中長期的な企業価値に与えると考えられる影響について、それぞれ具体的にご教示ください。
10. 当社の配当政策に対する認識及び評価、適切と考える当社の配当政策、そのような配当政策を採用した場合に当社の中長期的な企業価値に与えると考えられる影響について、それぞれ具体的にご教示ください。
11. 当社の資産活用策に対する認識及び評価、適切と考える当社の資産活用策、そのような資産活用策を採用した場合に当社の中長期的な企業価値に与えると考えられる影響について、それぞれ具体的にご教示ください。
12. 大規模買付者グループの今後の当社株主総会における議決権行使の方針（議決権行使基準の内容を含みます。）、その他の株主としての権利行使の方針について具体的にご教示ください。
13. 本大規模買付行為等の実施後に、当社に対して臨時株主総会の招集を請求する可能性があるか否か、招集を請求する可能性がある場合において、都市開発・観光事業のスピンオフに係る議案、当社取締役会の入れ替えを図るための議案又は大規模な自社株買いの実施に係る議案を提出する可能性があるかにつき、具体的にご教示ください。来年の当社定時株主総会において同様の議案を提出する可能性があるかについても、併せて具体的にご教示ください。
14. 本大規模買付行為等の実施後において、第三者に対して貸株や市場外取引ないしToSTNeT-1 取引を通じて株式譲渡等を行う可能性があるか否かにつき、Yes か No かにて端的にお答えください。
15. 本大規模買付行為等の実施後において、大規模買付者グループの当社に対する出資比率、運営体制（大規模買付者グループと当社の役割分担等）、意思決定の方法（取締役会への出席を求める可能性があるかを含みます。）、経営戦略ないし事業運営方針等の

変更を想定されているかにつきご教示ください。想定されている場合には、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合にどのように変更する予定であるかを具体的にご教示ください。

16. 当社について、増資・減資、合併、事業譲渡・譲受け、株式交換・株式移転、会社分割その他これらに類する行為、重要な財産の処分又は取得等の取引に関する提案、助言又は影響力の行使（株式買取請求権の行使を含みます。）を行う可能性があるかどうか、ある場合はその具体的な内容についてご教示ください。

第8. 本大規模買付行為等の後における当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

1. 大規模買付者グループとして、当社グループ（株式会社フジテレビジョン及びサンケイビルその他の当社子会社を含みます。）の従業員の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的な内容についてご教示ください。
2. 大規模買付者グループとして、当社グループの従業員の労働環境の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
3. 大規模買付者グループとして、当社グループと当社グループの現在及び将来の取引先・顧客の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的な内容についてご教示ください。
4. 大規模買付者グループとして、当社と当社の関係会社の取引先又は顧客との関係の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
5. 当社に対して従業員の削減（事業売却に伴うものも含みます。以下同じ）を提案する可能性があるかどうか、どのような事由が発生した場合に従業員の削減を提案する可能性があるかについて具体的にご教示ください。

第9. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

1. 趣旨説明書において、大規模買付者らは当社の企業価値・株主価値向上を唯一の目的として当社経営陣との間でより建設的な議論を行うために本大規模買付行為等を企図するものであり、本大規模買付行為等の完了後に当社の一般株主との間に利益相反の可能性が生じるとは考えていないと述べていますが、放送法上の議決権の保有制限の上限の33.3%相当もの議決権を有する圧倒的な筆頭株主となった場合、大規模買付者グループは、当社の経営に実質的に強い影響力を有することになるところ、当社が都市開発・観光事業のスピンオフ又は完全売却及びDOE4%を下限とする配当方針等を公表した場合には、本大規模買付行為等を撤回し、当社株式を売却する可能性があるとされていることからすると、大規模買付者グループの投資回収に係る方針や時間軸の関係等により、中長期的な企業価値の向上を志向する当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性もあるものと考えています。大規模買付者グループが当社の経営方針や資本政策に影響力を行使するに当たって自己の投資利益を一般株主の利益に優先しないことや大規模買付者グループによるエグジット戦略が中長期的な企業価値を重視する一般株主の利益と乖離しないことをどのように担保するお考えであるのか、具体的にご教示ください。

以上

大規模買付者グループ資本関係図（推定）

